

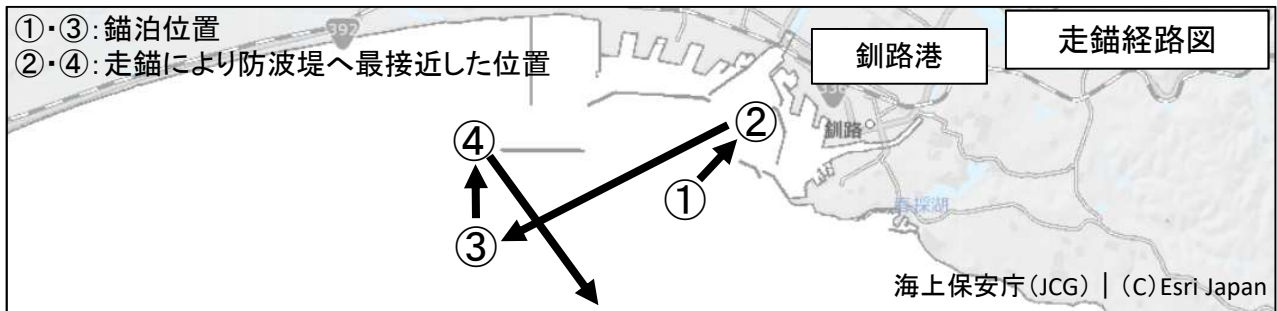
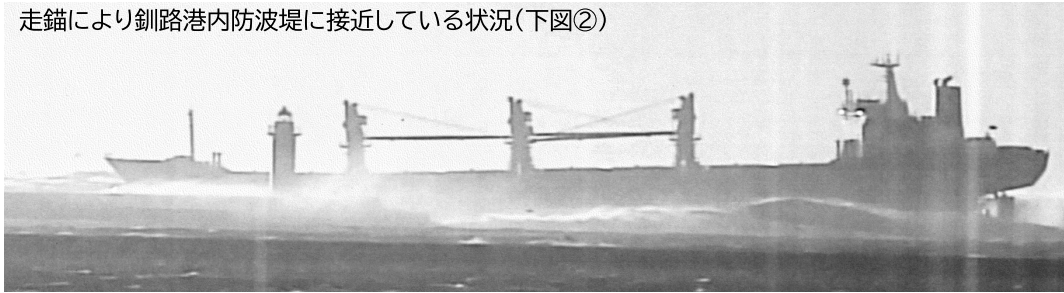
釧路港の特性と荒天対策

1 釧路港の気象・海象の特性

- 釧路港は太平洋に面しており、特に西又は南寄りの強風が吹いた場合に走錨する可能性があるため注意が必要です。

過去の事例(走錨)

走錨により釧路港内防波堤に接近している状況(下図②)



- 最新の気象情報を入手し早期避難を心掛けてください。釧路港西区はうねりが入り易いことから、特に大型船は係留中においてもバラスト調整により風浪の影響を低減させるとともに、冲出し避難に備え堪航能力の確保に努めてください。

過去の事例(係留索破断)



強風・波浪により係留索が切れ
係留困難となった状況



バラスト調整が不十分でプロペラ
レーシング(空回り)している状況



係留索が切れて係留状態が保持できず、
タグボートにより岸壁に押し付けている状況

2 走錨注意情報の発表基準と遵守事項

区分	基準	遵守事項
走錨注意情報	西又は南寄りの風が風速15m以上連吹した場合	1 気象海象状況を踏まえた適切な避泊地及び避泊方法を選定すること。 2 適正な錨地(広さ、底質、陸岸との距離など)、使用錨鎖及び使用錨鎖節数を選定すること。 3 気象海象状況を常に把握し、その変化に応じた適切な対応(転錨、安全な他の港や海域への移動など)をとること。 4 適切な見張り、VHFの常時聴守を徹底すること。

3 異常な気象・海象に伴う港長勧告の発令基準と実施事項

区 分	基 準	実 施 事 項
第一体制	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された場合	1 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物荷役(重油含む)は中止すること。 3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、資機材等の流出防止措置を実施すること。
第二体制-1	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表され、かつ波浪警報(波向予想が南寄り)が発表された場合	1 次の船舶は、港外へ避難すること。 (1)総トン数100トン以上の危険物積載船 (2)西区の総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船(無動力)、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
第二体制-2	気象庁から、釧路市に陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合 ※釧路市が暴風となる概ね24時間前に発出	1 次の船舶は、台風、発達した低気圧等による影響の少ない他の海域に避難すること。 (1)総トン数100トン以上の危険物積載船 (2)総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船(無動力)、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。

4 付近海域の特徴

■ 東区第2区及び第3区は、底質は概ね泥で、錨かきは比較的良い。外港に錨泊する際は、南外防波堤から海底波高計に敷設されている海底線の存在に注意が必要。

■ 釧路港東区の第1区、第2区は危険物積載船を除く船舶の錨泊が可能となっています。しかしながら、海域が狭いため多数の錨泊は困難であり、特に、8月から10月は管外からの多数の漁船団が東区を利用するため大変込み合います。

※釧路海上保安部のホームページに掲載している「釧路港入港のしおり」もご覧ください。

問合せ先:釧路海上保安部交通課 TEL: 0154-21-5575



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。